

本庄市保育施設利用調整指数表

平成31年4月改正

基本点(父母の状況)				点数	父	母
状況	番号	細目				
就労等	1	外勤・居宅外自営	1日7時間以上の勤務	10		
	2		1日5時間以上7時間未満の勤務	7		
	3		1日5時間未満の勤務	5		
	4	就学	学校・職業訓練校	1～3を準用		
	5	居宅内自営	1日7時間以上の勤務	9		
	6		1日5時間以上7時間未満の勤務	6		
	7		1日5時間未満の勤務	4		
	8	内職	1日7時間以上	3		
	9		1日7時間未満	2		
求職活動	10	勤務予定	勤務予定届提出(内定証明あり)	1～9の点数から-1したものを準用		
	11		求職中(勤務先未定)	0		
出産	12	出産	出産予定日のある月とその前後各2か月間を含む合計5か月間	10		
疾病等	13	病院入院	1か月以上の入院	10		
	14	居宅療養	常時臥床	10		
	15		精神等長期療養	7		
	16		一般療養(1か月以上療養)	6		
	17		その他	2		
	18	身体障害	1・2級	10		
	19		3級	8		
20	4級以下		4			
看護等	21	入院付添	1か月以上の入院付添	10		
	22	居宅看護	介護が常態(重度身障者、要介護5・4程度)	10		
	23		週4日以上介護・通院の付添等(要介護3程度)	7		
	24		週3日程度の介護・通院の付添等(要介護2・1程度)	5		
	25		一般療養(要支援程度)	3		
災害	26	家庭の災害	火災・風水害で家屋損傷その他災害復旧	10		
				計		

調整点数(父母の状況)				点数	父	母
状況	番号	細目				
勤務状況	27	勤務形態	正規職員	1		
	28	勤務日数	勤務日数16日以下	-1		
	29		勤務日数12日以下	-2		
	30	育児休業復帰	育児休業復帰	3		
	31		育児休業復帰(入所保留で育休延長)	5		
	32	幼稚園教諭・保育士等の仕事に従事	市内の施設に勤務	10		
	33		市外の施設に勤務	3		
その他事情	34	世帯の特殊事情	ひとり親家庭	25		
	35		生活保護家庭	25		
	36		生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合(会社都合での失業)	25		
	37	児童の状況等	入所希望月に兄弟姉妹が入所中の場合	10		
	38		子どもが障害を有する場合	5		
	39	同居親族等の状況	65歳未満の同居している親族等がいる(基本点の状況に該当していない同居人に限る)	-5		
	40		兄弟・姉妹を、祖父母等の親族が保育	-5		
41	滞納	正当な理由がなく保育料滞納	-30			
				計		
				合計		

審査

基本点及び調整点数以外の事情については、聴取内容(同居家族も含めた生計状況、勤務変更予定等)により勘案し、必要に応じ入所の可否を決定する。

【指数が同点の場合の優先順位】

- ①調整点数が高いほど、優先する。
- ②父母の就労等状況の点数が高いほど、優先する。
- ③当該児童が市内の保育施設に入所していない場合は、優先する。
- ④希望順位が第一希望の保育施設への入所を優先する。
- ⑤保護者が本市に引き続き居住している期間が長いほど、優先する。